同志社大学大学院司法研究科

2015年度秋学期末試験問題

科目名：△国際私法ＩＩ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：2月15日3講時(KMB208)

甲国に常居所を有する甲国人Xは、自らの退職金を運用する目的で、日本法人Yとの間で、Yの販売する金融商品を購入する旨の契約(「本件契約」)をYの甲国支店において締結し、本件契約の定めるところに従って、甲国において代金を支払った。本件契約では、YがXに対して、甲国において、毎月所定の配当金を支払い、10年後に代金相当額を償還することが定められており、乙国法を準拠法とする条項(「本件法選択条項」)が置かれている。しかし、Yが所定の配当金を支払わないので、Xは、Yに騙されて本件契約を締結したと考えるに至り、Yを相手取って日本で訴訟(「本件訴訟」)を提起した。本件訴訟において、Xは、本件法選択条項を含む本件契約を取り消す意思表示をするとともに、不法行為による損害賠償請求権、又は、本件契約を取り消したことを根拠とする不当利得返還請求権に基づき、代金相当額等の支払を求めている。以上の事実関係の下で、以下の独立した各問いに答えよ。

(1)　本件法選択条項の取消しは、甲国法および日本法によると認められるが、乙国法によると認められないものとする。本件法選択条項の取消しが認められるか、他説にも配慮しつつ、論ぜよ。(期末試験総点80点中20点)

(2) 本件法選択条項が本件契約時に遡及して有効に取り消されたものと仮定する。本件契約の取消しの可否を決める法は何国法か。(期末試験総点80点中20点)

(3) 本件契約は、本件法選択条項を除いて、有効に取り消されたものと仮定する。不当利得返還請求権の準拠法は、何国法か。(期末試験総点80点中20点)

(4) 本件法選択条項の取消しが認められないものとする。Yは、Xの有する不法行為による損害賠償請求権は時効消滅したと主張している。Yの主張の当否を決める法は何国法か。(期末試験総点80点中20点)